

健康保険組合からの

ご案内

健康保険の届出に関する「外字対応」について

医療機関等でオンライン資格確認を行う際などに、漢字氏名および住所に「●」が表示されることがあり、厚生労働省は「●」を解消するための取組みを進めています。健康保険関係の届出には標準文字を使用いただくようお願いいたします。

標準文字とは・・・JISX0208,JISX0213,IBM拡張文字のことをいいます。

よくある外字の届出例 ①

「高」の届出

「高」は、IBM拡張文字(標準文字)であることから、引き続き届出が可能です。
健保組合では、届出いただいた文字で登録いたします。

よくある外字の届出例 ②

「吉」の届出

「吉」は、標準文字以外(外字)であることから、届出が不可となります。
標準文字「吉」に置き換えたくうえで届出いただきますようお願いいたします。

よくある外字の届出例 ③

「廣」の届出

「廣」は、標準文字以外(外字)であることから、届出が不可となります。
標準文字「廣」に置き換えたくうえで届出いただきますようお願いいたします。

新年度『扶養家族』に変更はありますか？

扶養家族が就職された場合は、就職先の健康保険の適用になりますので、資格喪失手続きが必要となります。また、就職以外でもパートやアルバイトにより月額108,334円(年額130万円)以上の収入が見込まれる場合や、雇用契約等が変更となり社会保険へ加入された場合も被扶養者の資格がなくなりますので、手続きが必要となります。

※パート、アルバイト等で給与収入がある場合は、月額の収入が認定基準となります。

※収入は税控除前の総支給額で算出し、賞与、交通費、各種手当を含みます。

※60歳以上または障害年金を受けられる程度の障害者の場合は月収15万円(年収180万円)、19歳以上23歳未満の被扶養者は月収125,000円(年収150万円)以上で資格喪失となります。

資格喪失後の医療費等の返還について

扶養資格の喪失日以降にNIPPO健康保険組合の健康保険を使用し受診された場合は、健保組合が負担した医療費を返納していただくこととなります。資格喪失日以降に医療機関を受診される場合には、必ず健康保険が変わった旨を告げ、新しい健康保険の資格で受診するようお願いいたします。